

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

新居浜市

2026（令和8）年5月

目 次

はじめに

感染症危機を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・	1
新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成・・・・・・・・	3

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針・・・・・・・・	4
第2章 対策の基本項目・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第1節 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・	6
第3節 まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4節 ワクチン・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第5節 保健・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第6節 物資・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第7節 市民の生活及び地域経済の安定の確保・・・・・・・・	7
第3章 対策推進のための役割分担・・・・・・・・	8
第1節 国の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2節 県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3節 市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第4節 医療機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第5節 指定（地方）公共機関の役割・・・・・・・・	9
第6節 登録事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第7節 一般の事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第8節 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	10

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	14
第1節	準備期	14
第2節	初動期	14
第3節	対応期	15
第3章	まん延防止	17
第1節	準備期	17
第2節	初動期	17
第3節	対応期	17
第4章	ワクチン	19
第1節	準備期	19
第2節	初動期	23
第3節	対応期	25
第5章	保健	29
第1節	準備期	29
第2節	初動期	29
第3節	対応期	29
第6章	物資	30
第1節	準備期	30
第2節	初動期	30
第3節	対応期	30
第7章	市民の生活及び地域経済の安定の確保	32
第1節	準備期	32
第2節	初動期	33
第3節	対応期	33
用語解説		36

はじめに

○感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020（令和 2）年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ²の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした薬剤耐性対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性³の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性⁴が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁵は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

（１）新型インフルエンザ等感染症⁶

（２）指定感染症⁷（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

³ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁴ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁵ 特措法第 2 条第 1 号

⁶ 感染症法第 6 条第 7 項

⁷ 感染症法第 6 条第 8 項

(3) 新感染症⁸（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

○新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

本市においては、2009（平成 21）年 6 月に「新居浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したが、特措法に基づく政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、2015（平成 27）年 3 月に全面改定を行い、対策を実施してきた。

2020（令和 2）年 1 月に日本で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び地域経済は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国や県を挙げての取組が進められてきた。

今般の新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題（平時からの感染症予防対策、体制整備及び連携、ワクチンの保管、情報収集及び発信等）や、これまでの関連する法改正及び政府行動計画の改正、県行動計画の改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものであり、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

なお、今後、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策における検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合は、適時、適切に市行動計画の見直しを行うものとする⁹。

⁸ 感染症法第 6 条第 9 項

⁹ 特措法第 8 条第 1 項

第Ⅰ部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内そして市内への侵入は避けられないと考える。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済等にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる課題と位置づけ、以下の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁰。

(１) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(２) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹⁰ 特措法第Ⅰ条

第2章 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するため、以下の7項目を主な対策項目とする。

なお、第2部において、各項目の準備期、初動期、対応期における具体的な取組を示すものとする。

第1節 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する疑いのある場合は、積極的に情報収集するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、県及び関係機関と連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され¹¹、これを受け、県では、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置される¹²。

さらに国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、国が緊急事態宣言を行い、市町においても対策本部を設置する¹³こととなり、本市においても速やかに、新居浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、必要な措置を講ずる。

¹¹ 特措法第15条第1項

¹² 特措法第22条第1項

¹³ 特措法第34条

○新居浜市新型インフルエンザ等対策本部

特措法（緊急事態宣言の発令）に基づく設置はもとより、必要に応じて「新居浜市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、新型インフルエンザ等に係る対処方針等を決定し、実施する。

市対策本部の事務局は、福祉部に置くものとする。

○本部長 (本部長付)	市長 教育長 代表監査委員
○副本部長	副市長
○本部員	企画部長 総務部長 福祉部長 市民環境部長 経済部長 建設部長 教育委員会事務局長 消防長 議会事務局長 上下水道局長 危機管理監 港務局事務局長
○事務局	福祉部

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国、県、市、医療機関、事業者、市民がリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動ができるようにすることが重要である。

市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することや、感染者に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第3節 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることである。

感染拡大防止策には、個人対策や地域対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会

経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果とその影響を総合的に勘案するとともに、病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定や縮小、中止を検討する。

第4節 ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制の確保及び健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

第5節 保健

新型インフルエンザ等発生時に、保健所及び衛生環境研究所が、健康危機対処計画に基づき実施する検査や健康観察が円滑に進むよう人員・物資等の支援、協力を行う。

第6節 物資

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

第7節 市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市民や事業者に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を勧奨するとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行うことで、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

第3章 対策推進のための役割分担

第1節 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO 等国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学、公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

第2節 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

第3節 市の役割

市は、住民にとって最も身近な行政主体であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たって

は、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

第4節 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

第5節 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁴、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

第6節 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁵。

第7節 一般の事業者の役割

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も

¹⁴ 特措法第3条第5項

¹⁵ 特措法第4条第3項

想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁶ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

第8節 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹⁷。

¹⁶ 特措法第4条第1項及び第2項

¹⁷ 特措法第4条第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。 【福祉部、全庁】

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁸。 【福祉部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。 【全庁】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う。 【福祉部、その他関係部局】

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。 【福祉部、その他関係部局】
- ② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。 【福祉部、その他関係部局】

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁹や県が県対策本部を設置した場合²⁰において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエ

¹⁸ 特措法第8条第7項及び第8項

¹⁹ 特措法第15条第1項

²⁰ 特措法第22条第1項

ンザ等対策に係る措置の準備を進める。 【福祉部、市民環境部】

- ② 市は、必要に応じて、第1節 1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 【福祉部、その他関係部局】

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²¹ことを検討し、所要の準備を行う。 【福祉部、企画部】

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

国が政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²²を要請する。 【福祉部、その他関係部局】
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める²³。 【福祉部、その他関係部局】

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援²⁴を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。 【福祉部、企画部】

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する²⁵。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態

²¹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

²² 特措法第26条の2第1項

²³ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

²⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁵ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

措置に関する総合調整を行う²⁶。 【福祉部、市民環境部】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する²⁷。 【福祉部、市民環境部】

²⁶ 特措法第36条第1項

²⁷ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動、その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う²⁸。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。 【福祉部、その他関係部局】

1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県等と情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。 【福祉部、その他関係部局】

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。 【福祉部、その他関係部局】

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、国、県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づく、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、市民等に対し、情報提供・共有する。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

²⁸ 特措法第13条第1項

なお、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、適切に情報提供・共有を行う。 【福祉部、その他関係部局】

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や、生活支援について県から協力を求められる場合がある。

市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県から必要とされる情報の提供を受ける。 【福祉部、その他関係部局】

2-1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。 【福祉部、その他関係部局】

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、国、県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づく、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由、実施主体等を明確にしながら、市民等に対し、情報提供・共有する。

その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市民等に不要不急の外出等の自粛を求める際には、行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠に基づいてわかりやすく説明を行う。 【福祉部、その他関係部局】

3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスク

コミュニケーションを含む周知・広報を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や、生活支援について県から協力を求められる場合がある。

市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県から必要とされる情報の提供を受ける。 【福祉部、その他関係部局】

3-1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。 【福祉部、その他関係部局】

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自ら感染が疑われる場合は、県等が整備する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【福祉部、その他関係部局】

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 【全庁】

第3節 対応期

3-1. 基本的な感染対策に係る要請

市は、国、県からの要請²⁹を受けて、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて、その徹底を要請する。

【福祉部、その他関係部局】

3-2. 市民に対する要請

市は、国、県からの要請³⁰を受けて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や移動自粛の要請を行う。 【福祉部、その他関係部局】

3-3. 事業者や学校等に対する要請

市は、国、県からの要請³¹を受けて、まん延防止の措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等の要請を行う。

²⁹ 特措法第45条第1項

³⁰ 特措法第45条第1項

³¹ 特措法第45条第2項

また、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。 【福祉部、教育委員会、その他関係部局】

3-4. その他の事業者に対する要請

市は、国、県からの要請³²を受けて、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することの協力を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨するとともに、出勤が必要な者以外のテレワークやこどもの通う学校等が臨時休業等した場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。 【福祉部、その他関係部局】

³² 特措法第 24 条第 9 項

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備を進める。【福祉部】

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿（2種類） ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ ゴミ箱 ☐ 穿刺部被覆保護剤 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 蘇生バック及び酸素 ・ パルスオキシメーター	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ タイマー ☐ ゴミ箱
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 遮光シート ☐ 車椅子

1-2. ワクチンの供給体制

市は、国から一括してワクチンが供給される場合に備え、国が整備を行うシステ

ムへの事前の登録を行う。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量も想定しておく。 【福祉部】

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。 【福祉部、その他関係部局】

1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業所のうち市民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 【福祉部、総務部、その他関係部局】

② 特定接種の対象となり得る市の地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。 【福祉部、総務部、その他関係部局】

1-3-3. 住民接種

市は、国から、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による指示があった場合、これに対応する。また、平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 【福祉部】

α 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

- ii 行政職員の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者数試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との連携の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほ

か、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施にあたる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配置すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、市医師会等と委託契約を締結し、市医師会等が運営を行うことも可能である。

（イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。 【福祉部】

（ウ）市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。 【福祉部、その他関係部局】

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

市は、被接種者及びその保護者（小児の場合）等に対し、感染症に関する情報、予防接種の効果、ワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項について、わかりやすい情報提供を行う。 【福祉部】

1-4-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。 【福祉部】

1-4-3. 福祉部以外の分野との連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び福祉部以外の部局との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進は、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会との連携を進め、予防接種に関する情報の周知を教育委員会及び学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。 【福祉部、教育委員会、その他関係部局】

1-5. DX の推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該シ

システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。 【福祉部、企画部】

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。 【福祉部、企画部】

③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。 【福祉部、企画部】

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。 【福祉部、その他関係部局】

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。 【福祉部】

2-1-3. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。 【福祉部】

2-1-4. 住民接種

① 市は、住民接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。 【福祉部、その他関係部局】

② 接種の準備は、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、人事課も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。 【福祉部、総務部、その他関係部局】

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については、積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策を検討する。【福祉部、総務部、その他関係部局】
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となるため、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。【福祉部】
- ⑤ 市は、接種が円滑に行えるよう、医師会、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じて、民間施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについて協議を行う。【福祉部、その他関係部局】
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険担当課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する³³。【福祉部】
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化を実現できるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【福祉部、企画部、その他関係部局】
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である（閉鎖する場合は、廃止届が必要）。想定される従事者は、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬剤充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等、接種後の状態観察を担当する看護師等の医療従事者を配置する。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などは、事務職員等が担当する。【福祉部、総務部、その他関係部局】
- ⑨ 接種会場での救急対応は、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれ

³³ 政府ガイドライン「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」P33

ん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であるため、薬剤購入等に関して医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、第4章第1節1-1「表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材」を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。 【福祉部、消防本部、その他関係部局】

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。 【福祉部】

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路はロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや、要配慮者への対応が可能となるように準備を行う。 【福祉部、その他関係部局】

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、予防接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、市に割り当てられた量の範囲内でワクチンの割り当て量の調整を行う。 【福祉部】
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県を中心に調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通を行う。 【福祉部】

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 【福祉部、その他関係部局】

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 【福祉部、総務部、その他関係部局】

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。 【福祉部、その他関係部局】
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。 【福祉部、その他関係部局】
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。 【福祉部】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等による周知及び接種会場での掲示等による注意喚起により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に伴うリスク等も考慮して、事前にかかりつけ医師・薬剤師等に相談するよう勧め、接種する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。 【福祉部】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であっても、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。 【福祉部】
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当課等、医師会等の関係団

体と連携し、接種体制を確保する。 【福祉部】

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。 【福祉部】
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。 【福祉部】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、SNS の活用等あらゆる手段を活用し周知を実施する。 【福祉部】

3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険担当課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。 【福祉部、その他関係部局】

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。 【福祉部、企画部】

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。 【福祉部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。 【福祉部】
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者への情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。 【福祉部】

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済制度申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。 【福祉部】
- ② 市は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行う。 【福祉部】
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性の周知を行う。 【福祉部】

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。 【福祉部】

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。 【福祉部】
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。 【福祉部】
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのため混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。 【福祉部】
 - a 接種の目的や優先接種の意義を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 人材の確保

市は、感染症有事において想定される業務量に対応するための人員を確保し、その体制を構築する。 【福祉部、総務部、その他関係部局】

1-2. 研修の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、人材の養成に努める。 【福祉部、総務部】

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

市は、保健所の感染症有事体制及び衛生環境研究所の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、支援、協力に向けた準備を進める。 【福祉部】

2-2. 市民への情報提供・共有

県は、国の要請に基づき相談センターを整備し、市は、有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

また、市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の周知、Q & Aの公表、コールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供、共有体制を構築する。 【福祉部】

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

① 市は、県が実施する健康観察に協力する。 【福祉部、総務部、その他関係部局】

② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
【福祉部、総務部、その他関係部局】

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³⁴

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁶。【福祉部、市民環境部】

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【消防本部】

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。【福祉部】

2-2. 円滑な供給に向けた準備

医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県に要請し、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。【福祉部】

第3節 対応期

3-1. 不足物資の供給等適正化

市及び県は、個人防護具が不足する恐れがある場合等は、不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。【福祉部】

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県に要請し、国や近隣市町、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄す

³⁴ ワクチン接種資材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

³⁵ 特措法第10条

³⁶ 特措法第11条

る物資及び資材を融通してもらう等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。 【福祉部】

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。 【福祉部、全庁】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。 【福祉部、企画部】

1-3. 物資及び資材の備蓄³⁷

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節 1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁹。 【福祉部、市民環境部】

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。 【福祉部、その他関係部局】

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者⁴⁰等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。 【福祉部、その他関係部局】

1-5. 火葬体制の構築

市は、地域内における火葬の適切な実施ができるよう、市民課等の関係機関との調整を行う。 【市民環境部】

³⁷ ワクチン接種資材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

³⁸ 特措法第10条

³⁹ 特措法第11条

⁴⁰ 政府ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21～23「（参考）要配慮者への対応」

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 【市民環境部】

第3節 対応期

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。 【福祉部】

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。 【福祉部、その他関係部局】

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴¹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 【福祉部、教育委員会】

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 【福祉部、経済部、その他関係部局】

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 【福祉部、経済部、その他関係部局】

⁴¹ 特措法第45条第2項

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。 【福祉部、経済部、その他関係部局】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）及びその他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁴²。 【福祉部、経済部、その他関係部局】

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。 【市民環境部】
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。 【市民環境部】
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。 【市民環境部】
- ④ 市は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。 【市民環境部・総務部】
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じる。 【市民環境部】
- ⑥ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると国が認めるときには、近隣市町による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例により対応する。 【市民環境部】

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置

⁴² 特措法第 59 条

その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁴³。 【福祉部、企画部、経済部】

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる⁴⁴。 【上下水道局】

⁴³ 特措法第 63 条の 2 第 1 項

⁴⁴ 特措法第 52 条第 2 項

用語解説

あ行	
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
か行	
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	感染症法の規定による感染者の患者の医療を担当し、感染症患者を社会から隔離することそのものではなく、患者に対する治療や治療を通じた感染症のまん延の防止を目的に医療の提供を行うこととされている。 「特定感染症指定医療機関」「第一種感染症指定医療機関」「第二種感染症指定医療機関」「第一種協定指定医療機関」「第二種協定指定医療機関」「結核指定医療機関」に分類され、「特定感染症指定医療機関」は厚生労働大臣が指定し、「第一種感染症指定医療機関」「第二種感染症指定医療機関」「第一種協定指定医療機関」「第二種協定指定医療機関」「結核指定医療機関」は都道府県知事が指定する。 本市行動計画では、「特定感染症指定医療機関」「第一種感染症指定医療機関」「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を告示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
さ行	
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定がそこなわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
た行	
地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録をうけているもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
な行	
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者。
は行	
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原体	生体（生物）に寄生して病気を引き起こさせる病生動物・細菌・ウイルスなどの生物。
や行	
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
ら行	
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団等での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
わ行	
ワンヘルス	ヒトと動物、それを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、ヒトと動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうという考え方。
ワンヘルス・アプローチ	ヒト及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。